

教育職員の給与に関する勧告・報告の概要

副校長・主幹教諭の設置

1 学校教育法の改正

小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭等の新たな職を設置することができるよう改正（平成20年4月施行）

2 本県における対応

本県では、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成21年4月から高等学校に副校長を、小学校・中学校に主幹教諭を設置

〔職務内容〕

副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
主幹教諭	校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理し、及び児童生徒の教育をつかさどる。

給与に関する措置

1 給料表

副校長の職務の級について、現行の教頭と同じ3級に格付け

主幹教諭の職務の級について、教諭とはその職務の複雑、困難及び責任の度が異なることから、3級（教頭）と2級（教諭）の間に級を創設

〔教育職員の職務の級（イメージ）〕

現行		→	改定後	
職務の級	標準的な職務		職務の級	標準的な職務
4級	校長		4級	校長
3級	教頭		3級	副校長 教頭
			特2級	主幹教諭
2級	教諭		2級	教諭
1級	講師など		1級	講師など

2 管理職手当

副校長の職務の困難性を考慮し所要の措置

3 実施時期

平成21年4月1日